

住民票の交付制度等のあり方について

～ヒアリングに係るレジュメ～

平成 18 年 10 月 17 日
日本行政書士会連合会

※ 項目は、平成 18 年 9 月 15 日に開催された「住民票の交付制度等のあり方に関する検討会」において配付された資料 5-1「論点について(たたき台)」のうち、特に士業関係に関係するとしてピックアップしたもの。

I. 住民票の写しの交付請求について

1. 交付請求できる場合等

- 交付請求できる場合を限定することについて
また、どのような場合に限るかについて
- 現行法では、公務員や士業者による職務上の請求については、請求事由を明らかにしなくてもよいこととされているが、これに対する考え
また、明らかにさせる場合の程度について

2. 本人確認等

- 本人確認等の手続方法について
- 郵送による請求、代理人・使用者による請求について

3. その他

- 交付請求書の開示について

II. その他

1. 戸籍の附票等の写しの交付請求

- 戸籍の附票の写し、除票の写しの交付請求の取扱いと、住民票の写し等の交付との関係について

2. 罰則について

- 制裁の強化について